

西奥地区地域計画

策定年月日	令和7年3月28日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	三木市 (28215)
地域名 (地域内農業集落名)	吉川町 (西奥)

注：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	41.80 ha	※
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	36.61 ha	
② 田の面積	40.33 ha	
③ 畑の面積（果樹、茶等を含む）	1.47 ha	
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	2.91 ha	
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.00 ha	※
(参考) 区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	- ha	※
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	- ha	※
(備考) 規模拡大意向 a (39,50,68) ※ () 内は目標地図上の表示		

- 注1：①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 2：②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積（現況地目）に基づき記載してください。
 3：④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 4：⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
 5：(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
 6：「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

※

西奥地区において生産される農産物の主流は水稻であり、その大部分を酒米「山田錦」が占める。生産者の殆どが主たる職業を別とする兼業農家であり、その年齢層は30代から70代と幅が広い。整備された圃場が多く安定した生産が見込めるが、生産者の高齢化と次世代の農業離れから農地を所有するものの非農家の世帯が増加傾向にあり、将来的な生産率低下が懸念される。

(3) 地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

※

良質の山田錦生産の適地であり、古来からの村米制度に伴う酒造メーカーとの連携を鑑みれば、風土条件が合致し、作業負担の軽い高収益作物が安定生産できる場合（例：ソーラー+榊など）であっても、組織的な転作への舵切りは安易ではない。また、転作は農機更新や圃場の整備及び土壌改質等のコスト面の負担も大きく、現実的に作物の転換は困難と見込まれる。当面は従来どおり水稻中心の生産形態が継続すると見込むが、時勢に沿って兼業で且つ高収益が見込める農作物生産が可能な条件が揃う生産者があれば、部分的に取り入れ、水稻生産とのバランスを取りつつ地域所得の向上を図る。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農会等での連絡調整・情報共有を密にし、営農状況や持続の見込み等の把握を図り、休耕農地・耕作放棄地の拡大を抑制し、必要に応じて農地中間管理機構へマッチングを依頼し、利用効率低下を抑制する。			
(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	31.3 %	将来の目標とする集積率	35 %
(3) 農用地の集団化（集約化）に関する目標			
一定の生産者による所有者の異なる連続した農地による持続した生産には、農地所有者の理解と生産者間の連携が大前提であることから、日常から地域住民間の交流や危機感の共有を図りつつ、持続可能な営農体制を構築しながら団地数の削減を目指す。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組	※
<p>① 地区内生産者の生産能力の把握（生産者ごとの耕作規模のおおよその限界値を設定）個別にヒアリングし、更に営農区域を広げる能力や意欲の有無を確認し、農用地の集積・集約化が実現可能なマンパワーを西奥地区が有しているか把握する。</p> <p>② 現行の生産者と地権者間の関係性の把握（現行の利用権設定に至る経緯等を考慮） ①において、マンパワーの確保が可能な場合は、現行の農地図面と生産者情報を確認し、生産者にとって効率的且つ機能的な集積・集約化の可能な連続する農地を把握。当該農地における耕作する権利の交換等の可能性を把握する。</p> <p>③ 現生産者と、集約化することで効率的な生産が可能な生産者との間で集約化できる区域の調整。</p> <p>④ 地権者を交えた3者による協議のうえ、同意のうえは利用権設定を見直し、生産農地の集積・集約化を図る。</p> <p>⑤ 必要に応じて三木市並びに加東農林事務所、加西農業改良普及センター、農地中間管理機構の助言を仰ぎながら前項4項を推進する。</p>	
(2) 農地中間管理機構の活用方法	※
<p>令和2年度に約80%（約34ha中 約29ha）の農地地権者（地区内）が、三木市農業委員会による利用権設定から、農地中間管理機構（農地バンク）の活用に切り替えており、以後は未活用の地権者の求めに応じて活用を促進している。 将来的に高齢化による休耕田が生じた際の円滑なマッチングや、効率的な集約化について指導・助言を仰ぐとともに農会での研修を実施する際は、派遣講師としての活用も検討したい。</p>	
(3) 基盤整備事業への取組	※
<p>西奥地区の農地は、三木市との市町合併前に基盤整備事業による圃場整備がほぼ完了している。将来とも農地として利用するエリアについては、パイプラインの整備や農地所有者了解のもと、分町の解消を行い区画を大きくするなど、農地を効率的に管理する方法を検討する。</p>	
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組	
<p>西奥地区では、令和2年度に地元の生産者が法人設立し、三木市が認定農業者に登録した「㈱英耕ファーム」が地域農業を支える一柱となっている。 また兼業ながら、広範囲な農地において営農する意欲ある住民も多く、他の地域活動を通して交流も深いことから相互に情報交換や役務提供しつつ、連携のとれた営農形態が構築できている。 また、古来からの「村米制度」により日本酒造メーカー「日本盛㈱」との繋がりも深く、販路のみならず生産面においてもパートナーシップが構築できている。</p>	
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組	
<p>西奥地区は、みのり農業協同組合はもとより、前述の認定農業者（法人）「㈱英耕ファーム」が農作業（耕耘・田植え・草刈り・葉散等）を受託していることから、生産者の求めや後者の生産計画に応じて使い分けながら積極的に活用されている。</p>	

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組内容】

- ① 市等の指導を仰ぎながら、鳥獣被害対策の「集落点検マップ」（侵入防止柵や檻・くくり罠の設置状況、餌場（放置果樹等）や水浴び場等の目撃、被害発生場所等）の作成や、連絡網の整備を進め、また地域の理解を得ながら、猟友会員の募集や「わな資格」を有する人材育成に協力する。
- ③ 生産性と農業運営の最適化を図るため、ICTの活用や農薬散布等ドローンの活用等先端技術を導入しつつ作業の効率化やシステム化を図る。
- ⑤ 生産性と採算性の向上を目的として、転作又は休耕農地の活用を視野に入れたベリー系や梅等の果樹を新植し、安定した生産・出荷を目指すと共に地元の特産農産物の充実を図る。
- ⑦ 農地の適正な管理と田園風景の景観保全の両面から、また作業の効率化を図るため、農地所有者及び地域の了解のもと、可能な範囲で畦畔除去を行ない、農地の大区画化を推進する。
- ⑧ 農業生産の規模拡大と生産者の作業の効率化・負担軽減から、適地における農業用倉庫の設置や⑤に係る農業用パイプライン、その他必要な農業資機材を整備を推進する。
- ⑨ 豊かな田園風景を維持し次世代へ継承できるよう、地域と連携した畦畔や水路の保全活動を実施し、また、山田錦特A地区として誇り高く農業生産を次世代に繋げるよう地域・酒造企業・行政等と連携し、日本酒の振興活動に積極的に参画する。

4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度：令和 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
別紙のとおり									
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	0経営体		0 ha	0 ha		0 ha	0 ha		

- 注1：「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業体（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2：「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3：農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4：作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5：備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業体一覧（任意記載事項）

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
①	みのり農業協同組合 吉川営農経済センター	田植・播種・収穫・肥料散布・農薬散布	山田錦・小粒種米
②	(株)英耕ファーム	田植・播種・収穫・肥料散布・農薬散布	山田錦・小粒種米

6 目標地図（別添のとおり）

7 基盤法第22条の3（地域計画に係る提案の特例）を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数（人）		うち計画同意者数（人・％）	
-------------	--	---------------	--

注1：「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2：「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3：提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

（留意事項）

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得する時は、予め本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。